

## 令和元年第6回

### 遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月30日（月）午前10時51分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- 会議録署名議員の指名について
- 日程第38 議案第20号 工事請負契約の締結について
- 日程第39 議案第21号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第40 請願第1号 看護師の全国を適用地域とした最低賃金の新設を求める請願  
（付託案件） 願  
（民生常任委員会審査報告、令和元年第5回臨時会付託）
- 日程第41 請願第2号 介護従事者の全国を適用地域とした最低賃金の新設を求める請願  
（付託案件） る請願  
（民生常任委員会審査報告、令和元年第5回臨時会付託）
- 日程第42 認定第1号 平成30年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第43 認定第2号 平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
（付託案件） 定について  
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第44 認定第3号 平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
（付託案件） 認定について  
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第45 認定第4号 平成30年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
（付託案件） ついて  
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第46 認定第5号 平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について  
（付託案件） 算認定について  
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第47 認定第6号 平成30年度遠軽町水道事業会計決算認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第48 認定第7号 平成30年度遠軽町下水道事業会計決算認定について

(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)

- 日程第49 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を  
求める意見書
- 日程第50 意見案第2号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書
- 日程第51 常任委員会所管事務調査報告書
- 日程第52 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書
- 

◎出席議員(16名)

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

---

◎欠席議員(0名)

---

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君		

---

◎説明員

副町長	厂原收君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	舟木淳次君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	鈴木浩君
情報管財課長	古賀伸次君	企画課長	佐藤祐治君
財政課長	堀嶋英俊君	農政林務課長	広瀬淳次君
商工観光課長	小椋将秀君	建設課長	井上隆広君
生田原総合支所長	門脇和仁君	丸瀬布総合支所長	会津靖朗君
白滝総合支所長	鴻上栄治君	会計管理者	伯谷和昭君
教育部長	大貫雅英君	総務課長	村上裕和君
監査委員事務局長	奥山隆男君	選挙管理委員会事務局長	奥山隆男君
農業委員会事務局長	広瀬淳次君		

《令和元年9月30日》

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長 菊地 隆 君      事務局係長 小玉 美紀子 君  
事務局主幹 岩井 誠 志 君

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、竹中議員、前島議員を指名します。

---

◎議事日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

◎日程第38 議案第20号

○議長（前田篤秀君） 日程第38 議案第20号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第20号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元年度道の駅遠軽森のオホーツク外構舗装工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は5,005万円であります。

契約の相手方は、湧別町開盛41番地、遠軽舗道株式会社、代表取締役渡辺勉であります。

この工事につきましては、9月19日、株式会社藤共工業外4社により指名競争入札を行い、遠軽舗道株式会社が5,005万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況（追加）の一覧表2番に記載をしておりますので、御参照願います。

遠軽舗道株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、11月20日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第20号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第39 議案第21号

○議長（前田篤秀君） 日程第39 議案第21号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第21号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

掘削の工法変更及び掘削時の落石防止対策の追加等による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元年度ロックバレースキー場ゲレンデ拡幅整備工事であります。

契約金額は、変更前、4,004万円、変更後、5,397万7,000円であります。

契約の相手方は、遠軽町1条通南1丁目8番地13、茶木建設株式会社、代表取締役茶木義尚であります。

この工事につきましては、5月21日、株式会社渡辺組外7社により指名競争入札を行い、5月23日に契約を締結し、5月28日から着工、11月20日の完成を予定しているところでありますが、掘削の工法変更及び掘削時の落石防止対策の追加等による設計変更に伴い、契約金額4,004万円を1,393万7,000円増の5,397万7,000円に変更するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第21号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第40 請願第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第40 請願第1号看護師の全国を適用地域とした最低賃金の新設を求める請願を議題とします。

令和元年第5回臨時会において付託しました民生常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

11番佐藤民生委員長。

○民生常任委員会委員長(佐藤 昇君) ー登壇ー

令和元年第5回臨時会において、民生常任委員会に付託されました請願第1号看護師の全国を適用地域とした最低賃金の新設を求める請願について、審査結果を報告いたします。

審査の結果は、不採択とすべきものと決定したところです。

本件の審査につきましては、8月23日、9月12日、9月24日に行いました。

審査に当たっては、紹介議員である岩澤議員から説明を受けた後、質疑を行いました。

その後、各委員の討論を経ましたが、討論の内容として不採択とすべきものとして一致していることから、表決を行い、全会一致で不採択とすべきものと決定をいたしました。

不採択とすべきものと決定した理由は、次のとおりであります。

職員の処遇が改善されることについては、反対するものではありませんが、賃金の改善だけをもって地域偏在、安全安心の医療体制を確保できるか疑問があり、賃金を含めた全体的な体制整備が必要と考えます。また、特定最低賃金を設定する考えについても、各地域や産業別賃金の現状と課題を整理するなど検討すべき問題があり、本件については、制度を含めた全体的な見直しを進めていくべきであると判断し、全会一致をもって不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長(前田篤秀君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

この請願に対する委員長報告は、不採択であります。

この請願の原案に、賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

この請願の原案に、賛成者の発言を許します。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君）　－登壇－

委員会の決定は不採択でしたけれども、私は、看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願に、賛成の立場で発言をいたします。

いつでも、どこでも、誰でも安全・安心の医療・看護を受けられることが国民の切実な願であり、強い要求です。看護師の賃金、労働条件は看護師の定着につながり、看護ケアの質に直結します。看護師の賃金、労働条件の改善があつてこそ、国民の願いに応える医療の実現につながります。しかし、現状では同一資格のもとで、地域間、施設間、正規職員・パート等による雇用形態に大きな賃金格差があります。

日本医労連の2018年度賃金・労働等実態調査によれば、看護師初任給で最高24万7,650円、最低15万7,700円で、その差は8万9,950円にも及んでいます。パートの時給の比較でも最高2,400円、最低850円で、1,550円もの差が生まれています。

厚生労働省の平成29年度賃金構造基本統計調査によると、最高額の東京で33万8,900円、最低額の宮崎で24万8,600円と9万300円もの差があります。安全・安心の看護体制の確保には、賃金・労働条件の改善が必要不可欠であります。看護師の非正規労働者がふえたり、外国人労働力の導入も始まっており、低賃金、無権利労働者の拡大を防止し、看護の質を担保する上でも全国を対象とする看護師の最低賃金の決定が求められています。

日本医労連の2017年看護職員の労働実態調査によると、健康への不安を訴えている看護職員は7割に及び、慢性疲労も7割に達しています。看護職員の7割が仕事をやめたいと思いながら働いていて、その理由は人手不足で仕事がきつい、47.7%、賃金が安い、36.6%、思うように休みがとれない、33.7%となっています。仕事の達成感でも十分な看護ができていないと思っているのは、約5割に達して、その理由として、人手不足による忙しさを上げています。これらのことから見ても国民の願いに応える安全・安心の医療・看護の実現には、看護師の賃金、労働条件の改善が大前提であることは明らかです。町内のある医師は、このままでは看護師問題も含めて地域医療は大変になると話しておりました。

皆さんの御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君）　次に、この請願の原案に、反対者の発言を許します。

渡部議員。

○7番（渡部正騎君）　－登壇－

私は、請願に対して、反対の立場で討論させていただきます。

《令和元年9月30日》

民生常任委員会に付託されました本請願について、委員の1人として慎重に議論、検討を行いました。その経緯も踏まえて発言いたします。

まず、前提として委員長からの報告にもありましたように、看護師の処遇が改善されることについては、反対ではありません。ただ、全国一律の最低賃金を設定することが適切かという議論が常に存在しておりました。地域別の最低賃金の決定には、生計費が大きくかかわっており、本請願の趣旨である全国一律の最低賃金とするには、今後、起こり得る課題を整理すべきと考えます。

また、賃金の改善のみで地域医療の格差の問題が、解決されるとは言えないと考えており、制度を含めた全体的な見直しを進めるべきと考えます。

よって、本請願に対して、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 次に、請願の原案に、賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、討論を終わります。

これより、請願第1号看護師の全国を適用地域とした最低賃金の新設を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

請願第1号看護師の全国を適用地域とした最低賃金の新設を求める請願を採決することに、賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（前田篤秀君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

---

#### ◎日程第41 請願第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第41 請願第2号介護従事者の全国を適用地域とした最低賃金の新設を求める請願を議題とします。

令和元年第5回臨時会において付託しました民生常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

11番佐藤民生委員長。

○民生常任委員会委員長（佐藤 昇君） ー登壇ー

令和元年第5回臨時会において、民生常任委員会に付託されました請願第2号介護従事者の全国を適用地域とした最低賃金の新設を求める請願について、審査結果を報告いたします。

審査の結果は、不採択とすべきものと決定したところです。

《令和元年9月30日》



本件の審査につきましては、8月23日、9月12日、9月24日に行いました。

審査に当たっては、紹介議員である岩澤議員から説明を受けた後、質疑を行いました。

その後、各委員の討論を経ましたが、討論の内容として不採択とすべきものとして一致していることから、表決を行い、全会一致で不採択とすべきものと決定をいたしました。

不採択とすべきものと決定した理由は、次のとおりであります。

職員の処遇が改善されることについては、反対するものではありませんが、賃金の改善だけをもって地域偏在、安全安心の介護体制を確保できるか疑問があり、賃金を含めた全体的な体制整備が必要と考えます。また、特定最低賃金を設定する考えについても、各地域や産業別賃金の現状と課題を整理するなど検討すべき問題が多々あり、本件については、制度を含めた全体的な見直しを進めていくべきであると判断し、全会一致をもって不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

この請願の原案に、賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

この請願の原案に、賛成者の発言を許します。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） —登壇—

私は、介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める請願に、賛成の立場で発言をいたします。

介護分野の人手不足は、年々深刻さを増しています。その原因は、過酷な労働条件と労働に見合わない低賃金であることは疑いはありません。介護人材の不足は深刻な状況になっており、介護労働安全センターの全国調査では、回答した事業所の66.6%が不足と回答、その理由は採用が困難との回答が88.5%に達しています。

厚生労働省の調査でも2025年には、必要な介護人材に対して33万7,000人不足となっていて、人手不足は一層深刻さを増すことが予想されます。遠軽町内の施設でも近隣の町でも、介護職員募集をしていることは、皆さん御承知のとおりです。介護従事者の賃金格差と賃上げの必要性は明白です。

厚生労働省の平成28年賃金構造基本統計調査によると、全産業の賃金が31万4,000円に対し、介護職の賃金は21万4,080円で、おおよそ10万円も低くなっています。介護保険制度のもとで、高齢者の命・暮らしを支える社会的な役割のある専門的な職業であるにもかかわらず、その賃金は、余りにも低い実態となっています。

《令和元年9月30日》

また、日本医労連の調査では、介護福祉士の初任給で6万8,200円、ヘルパー2級の初任給で5万7,360円の地域間格差があることが明らかになっています。同じ介護報酬、同じ資格でありながら働く場所によって賃金格差があります。この格差を全国一律の最低賃金によって是正を図る必要があります。介護現場の過酷な実態は、介護の道を志望する若い人たちにも大きな影響を及ぼしています。介護福祉士の養成学校では、入学者が年々減少し、定員に対して5割を切っています。ほかの職業に比べて低賃金で、さらに地域間格差もある状態が続けば、地方の介護人材がますます厳しい状況になることは、容易に予測できます。遠軽町もその影響を必ず受けるはずで

安全・安心の介護体制の確保のために、その一つの要因となっている最低賃金の新設が今こそ必要ではないでしょうか。介護職への志望者の減少、採用困難、人手不足、労働環境悪化という負のスパイラルを改善するためには、職員体制の充実による労働環境の改善と、処遇改善策による賃金改善を両面で進めなければなりません。特に、潜在介護職の掘り起こしや介護を志望する人をふやし、人手不足をなくしていくためには、労働に見合った賃金、社会的役割にふさわしい賃金を保証していくことが大前提です。

町内の介護施設の方は、最低賃金制度は、介護士さんの賃金の底上げになるので、ぜひ実現してほしいと話をしていました。町内の介護施設にとっても切実な問題となっているのが現実です。皆さんの御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 次に、この請願の原案に、反対者の発言を許します。

黒坂議員。

○13番（黒坂貴行君） ー登壇ー

本請願について、私からは反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、請願は、介護従事者に対し全国一律の最低賃金、いわゆる全国設定の特定最低賃金を設定することを求めています。介護従事者の賃金の底上げを図るという文言が入っていることから、全体的に賃金が上昇することが想定されます。このことで現在の介護施設に対する労働状況が改善され、人手不足の解消にも寄与するとしております。

しかし、全国一律の最低賃金を設定すると、一部の加算との整合性も考慮に入れる必要があります。例えば、介護報酬では東京では2割、札幌では3%の地域加算があります。この加算が設けられている理由は、人件費の差を緩和して、地域間の介護保険費の配分方法を調整するためのものであり、これらとの兼ね合いも考慮に入れる必要が出てまいります。

さらに、介護従事者に対しては、2012年より介護職員処遇改善加算、さらには2019年10月より、来月ですけれども、新設されます介護職員等特定処遇改善加算により労働条件を改善し、人手不足を解消するため取り組みを政府は進めております。また、介護保険料の増額、利用者負担割合の増加も考えられ、制度上問題が生じてまいります。

このようなことから、制度設計と賃金の問題はセットで取り組むべき問題であり、いず

れかのみ議論や主張のみを反映させるのは、非常に難しい問題であると考えます。

以上のことから、請願には反対いたします。

御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 次に、この請願の原案に、賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、討論を終わります。

これより、請願第2号介護従事者の全国を適用地域とした最低賃金の新設を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は、不採択であります。

請願第2号介護従事者の全国を適用地域とした最低賃金の新設を求める請願を採決することに、賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（前田篤秀君） 起立少数です。

したがって、請願第2号は、不採択とすることに決定しました。

---

#### ◎日程第42 認定第1号から日程第48 認定第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第42 認定第1号平成30年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第43 認定第2号平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第44 認定第3号平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第45 認定第4号平成30年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第46 認定第5号平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第47 認定第6号平成30年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第48 認定第7号平成30年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを一括して議題とします。

付託しました決算審査特別委員会から、審査報告書が提出されております。

決算認定7件について、委員長の報告を求めます。

佐藤決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員会委員長（佐藤 昇君） ー登壇ー

平成30年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

令和元年第6回遠軽町議会定例会におきまして本委員会に付託されました、認定第1号平成30年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定から認定第7号平成30年度遠軽町下水道事業会計決算認定までの7件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を9月24日に設置し、議会議期中の9月24日から30日ま

《令和元年9月30日》

での、5日間にわたり決算審査を実施したところであります。

決算審査期間中、理事者におかれましては、資料提供や担当職員の説明などに御協力をいただき、決算審査を効率的に進めることができましたことに対し、厚く御礼申し上げる次第でございます。

平成30年度の各会計歳入歳出決算認定7件につきましては、審査の結果、審査報告書のとおり、指摘事項の意見を付して認定することに決定をいたしました。

意見につきましては、当委員会でもとめましたので、別紙を読み上げて報告いたします。

別紙をお開きください。

まずは、認定第1号平成30年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

町税について。

町税の調定額は23億3,569万1,000円で、収納率は91.6%、対前年度比1.7ポイント減、収入未済額は1億9,617万6,000円となっています。健全財政を進めるために、一層の収納率向上に努めるべきであります。

使用料及び手数料については、収入未済額が平成29年度よりも約195万8,000円増となっていることから、さらに収納努力をすべきです。住宅使用料については、収入未済額2,464万7,000円は、前年度と比較して195万1,000円、8.6%増加しています。5年前と対比しても896万3,000円、57.1%増加していることから、今まで以上に未収金の回収及び増加防止に努めるべきです。

行政改革事業については、あまり効果が見られないようなので、PDCAサイクルの考え方に基つき見直しをすべきであります。

次に、認定第2号平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

国民健康保険税について。

国民健康保険税の調定額は4億3,786万5,000円で、収納率は83.4%、対前年度比0.5ポイント減、収入未済額は7,025万7,000円となっています。平成30年度より運営主体が市町村から北海道に移管したことにより、保険税が前年度に比べて高くなっている影響から、収入未済額は前年度よりも増加をしています。保険財政の健全化を図るため、収納率向上に努めるべきです。

なお、口頭で申し伝えます事項は、次のとおりです。

公園遊具の管理について。

平成30年度の定期点検において、Dランク判定を受けた公園遊具が、本年6月に北海道が出した指針により、各公園で使用制限がかけられています。子どもたちの遊び場を守るために、遊具の集約化も鑑みながら、修繕・撤去についての検討を早急に進めるべきです。

《令和元年9月30日》

以上、平成30年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 委員長への質疑は行わないことになっております。

これより、一括上程しました決算認定7件を採決いたします。

採決は、認定第1号平成30年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号平成30年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてまで、決算認定7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### ◎日程第49 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第49 意見案第1号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） ー登壇ー

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮が期待されており、このためには「植えて、育てて、伐って、使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大にも大きく貢献するものです。道内各地域では、森林の維持増進と循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、さまざまな取り組みを進めてきたところです。

今後、既存の制度や森林環境譲与税を活用し、地域の特性に応じた森林整備の着実な推進、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて、施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域

の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通・利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年9月30日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

秋元議員。

○4番（秋元直樹君） 賛成議員であるが文面の訂正をお願いしたい。8行目「さまざまな取り組みが進められ」を「さまざまな取り組みが進められ」に訂正を。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） わかりました。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

---

#### ◎日程第50 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第50 意見案第2号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○9番（阿部君枝君） —登壇—

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書。

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いており、単純ミスによる事故も目立っています。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、令和4年には100万人増えて663万人に膨らむと推計しており、国は平成29年施行の改正道路

交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけましたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題です。

また、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みです。

国においては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、次の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

一つ、自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。

二つ目、高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。

3点目、免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月30日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、総務大臣、国家公安委員長です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

《令和元年9月30日》

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

---

### ◎日程第 5 1 常任委員会所管事務調査報告書

○議長（前田篤秀君） 日程第 5 1 常任委員会所管事務調査報告書を行います。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務・文教常任委員長の報告を求めます。

竹中総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員会委員長（竹中裕志君） ー登壇ー

平成 3 0 年第 5 回遠軽町議会（定例会）において承認を得ました総務・文教常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了いたしましたので、遠軽町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

次のページをお開き願います。

総務・文教常任委員会の所管事務調査の報告に当たっては、主な内容について読み上げて報告いたします。

まず、第 1 項の条例に関する事項について、特に、（3）子どもの権利条例の制定については、国連における子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を守り成長を支援するためには、その仕組みを条例化し、子どもの利益と権利の保障を確立することが重要です。よって、遠軽町における地域としての特性をも考慮し、子どもの権利の保障・救済、さらには意見表明・参加の場の確保等、子どもの権利を守るため本条例の制定に向けて、より積極的に取り組むべきであります。

第 2 項の財産管理に関する事項として、特に（1）公共施設の適正管理については、公共施設等総合管理計画及び固定資産管理台帳等により検討を行うとともに、町民と議会に情報提供を行い、認識の共有に努めるべきであります。

次に、（2）未利用財産等の管理については、売却等に努めているところですが、景観の保全、環境の美化に考慮した中で、さらなる保全管理に万全を期すべきであるとともに、旧遠軽小学校校舎施設については、未利用施設等にならないよう早急にその利活用を検討し、未利用財産処分等の計画を見直すべきであります。

第 4 項の事務執行に関する事項として、特に（1）の組織機構等については、職員配置を含む組織機構について、本所・総合支所のあり方、地域の実情も踏まえた効率的な組織機構等を検討すべきであります。

次に、（3）の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴う事業の推進については、事業推進の組織体制が整ったことから、特に特定空家対策の計画策定及びこれに基づく実施に取り組むべきであります。

第 5 項の学校教育に関する事項として、特に（1）教育施設の整備・充実等については、児童・生徒が減少してきていることから、将来を見据えた学校施設の整備・充実や学校の統廃合を検討すべきであります。

《令和元年 9 月 3 0 日》



第6項の社会教育及び文化に関する事項について、特に（1）の生涯学習については、生涯学習の必要性は年々多様化していることから、その拠点となる社会教育施設の整備とともに、社会教育事業の充実に努めるべきであります。

第7項の社会体育及び健康づくりに関する事項について、特に、体育施設の整備については、町民ニーズに加え、各種大会・合宿誘致の観点からも、体育施設等の整備・充実に努めるべきであります。

第8項のその他に関する事項について、特に（2）の陸上自衛隊遠軽駐屯地等の部隊増強・存続については、自衛隊存置の地域に及ぼす影響等を十分に配慮し、第25普通科連隊及び遠軽駐屯地について、引き続き関係諸団体と連携し、遠軽駐屯地存続に係る部隊増強の要請活動を展開すべきであります。

次に、（3）の公共交通体系の総合的検討については、公共交通体系が崩壊しつつあることから、交通弱者などのために早急に対応を検討すべきであります。

（4）の石北線の存続については、引き続き沿線自治体や期成会と協議しながら、路線存続に向けて国や北海道に強く要望すべきであります。

そして、（5）の白滝ジオパーク構想の推進については、引き続き広域的に推進すべきであります。

以上で、総務・文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

佐藤民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（佐藤 昇君） 一登壇一

平成30年第5回遠軽町議会（定例会）において承認を得ました民生常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了いたしましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

民生常任委員会の所管事務調査の項目については、主な内容について読み上げて報告いたします。

第1項の社会福祉に関する事項については、特に（1）の高齢者世帯等の支援について、遠軽町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、各事業の充実に努めるべきです。

（2）の高齢者の見守り体制の充実にについては、孤立化による孤独死などは地域社会を挙げて取り組む課題であり、見守り協定などの継続とともに、自治会など地域住民が行う見守りなどの活動を支援すべきです。

次に、（3）の障がい者が安心して生活できる地域社会の実現について、第5期遠軽町障害者計画及び障害福祉計画に基づき、障がい者個々の状況に応じた各種支援を推進すべきです。

（4）の社会福祉事業者との連携については、特に、介護の担い手不足については喫緊の課題であることから、取り組みを強化すべきです。

そして（５）子育て環境については、子ども・子育て会議とよく協議し、遠軽町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世代包括支援センターの設置並びに年間を通した遊び場のあり方について、具体的に進めるべきです。

第２項の保健衛生に関する事項については、（１）介護保険制度について、遠軽町高齢者保健福祉計画及び第７期介護保険事業計画に基づき、医療・福祉等関係機関と連携し、介護サービスの向上を図るべきであり、また、ボランティアなど地域の多様な資源を活用し、地域の助け合いや支え合いを進め、生活支援体制整備を推進すべきです。

（２）地域医療体制について、安心して暮らせるまちづくりを進める上で、医療の充実が最も重要であることから、継続して医師確保に努めるべきであります。

第３項の環境衛生に関する事項については、生活排水処理基本計画の実施に当たっては、さらに計画内容の住民周知に努めるとともに、効果的な生活排水処理対策に取り組むべきです。

第４項の住民生活に関する事項については、特に（２）安全・安心のまちづくりについて、遠軽町安全安心まちづくり条例の目的を住民に周知するとともに、地域の防犯、青少年・子どもの健全育成のための見守り活動等に関する施策を積極的に講ずるべきです。

第５項の町税等に関する事項については、町税等の収入未済額について、町民負担の公平性を維持するため、個々の実情や実態に応じたきめ細やかな対応が必要で、町行政の運営、住民サービスの提供のため滞納額の徴収対策を講じ、さらに収納率の向上を図るべきです。

以上で、民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 次に、経済常任委員長の報告を求めます。

阿部経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（阿部君枝君） ー登壇ー

平成３０年第５回遠軽町議会（定例会）において承認を得ました経済常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第７７条の規定により報告いたします。

常任委員会の所管事務調査の項目について、主な内容について読み上げて報告いたします。

第１項の農業及び林業に関する事項については、特に（２）農畜産物の振興について、農畜産物の加工や地場産品を生かした産業の振興のため、さらなる６次産業化への支援策等を講ずるとともに、制度の周知を充実すべきです。

（３）林業・林産業については、良質な水環境の保全など多機能保全向上のための森林整備の強化を図りながら、林業生産の振興に努め、林産物の有効利用については、地元材の利用を「遠軽町地域材利用推進方針」に沿って推進すべきです。

第２項の商工業及び観光産業に関する事項については、特に（１）商工業の振興について、商工会議所、商工会及び関係団体と連携・協議を図り、起業推進対策、商工業の振興

策等を検討し、地場産業の振興を図るためにも、地域特産品の開発促進や販売に努めるべきです。

(3) 観光産業の振興について、北海道観光の環境が大きく変化しつつあることから、各地域の特色を生かしつつ、遠軽 I C 道の駅周辺施設整備と連携しながら、新たな観光客誘致を検討すべきです。

第3項の消費及び労政に関する事項については、特に、(2) 消費者被害防止対策について、消費者が被害に遭うことがないように、安心した消費活動ができるための相談窓口業務など、保護・防止対策の充実を図るべきです。

第4項の道路及び河川に関する事項については、特に(3) 河川について、流域森林の保水力の低下や土砂堆積により河底が浅くなっており、地域によっては増水時の被害発生や危険性が高まることから、関係機関と連携を図り整備を進めるべきです。

第5項の公営住宅及び建築に関する事項については、特に(1) 住宅建設について、「遠軽町町営住宅長寿命化計画」について、住宅建設コストを含め民間住宅や空き家対策など総合的に視野に入れながら、速やかに進めるべきです。

第7項の都市計画に関する事項については、都市計画マスタープランの推進について関係機関と連携を図り、総合的・計画的なまちづくりに努めるべきです。

第8項の公共下水道事業に関する事項については、特に(2) 下水道処理区域について、下水道処理区域内での効率性を高めるために、下水事業の普及促進を推進すべきである。また、未整備地区については、計画的な整備に取り組むべきです。

第9項の水道事業に関する事項については、まとめまして水道施設の整備、水源周辺の保全及び安定した水量と水質管理に留意し、水道管の更新などについては、水道ビジョンに基づき計画的に実施すべきです。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

---

#### ◎日程第52 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書

○議長（前田篤秀君） 日程第52 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査において、会議規則第73条第1項及び第2項並びに第75条の規定により、お手元に配付のとおり、各委員長から申し出があります。

お諮りします。

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、各委員長の申し出のとおり決定しました。

《令和元年9月30日》

---

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

---

◎閉 会

○議長（前田篤秀君） 以上で、令和元年第6回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前11時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 前田 篤 秀

署名議員 竹中 裕 志

署名議員 前島 英 樹